



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

平成28年3月1日(火)

午前10時00分 解禁

担当

雇用均等室

室長 金井 陽子

職業安定部 安定課

課長 笹原 弘美

総務部 企画室

室長 谷口 誠

電話 075-241-3212(ダイヤル)

## 女性の活躍推進の新たな取組みについて

京都労働局（局長 井内雅明）は、京都府における女性活躍の一層の推進を図るため、平成28年4月から、

Action1

**セクハラ・マタハラ特別対策チーム**

Action 2

**ハラスメント相談対応窓口**

(希望により女性スタッフが対応)

を設置し、女性進出の大きな障壁となっている「セクハラ」「マタハラ」への厳正な対応や、これらの問題に関する紛争解決のための措置を強化します。

また、これに加え、

Action3

**マザーズハローワーク烏丸御池の機能を拡充させます**

具体的には、専門スタッフを増強し、

①母子家庭の母等の求職者への専門的な支援の実施

②母子家庭の母等や、育児によるブランクを持つ母等、個々のニーズにきめ細かく対応する職業訓練の充実

により、子育てをしながら就職を目指す女性への支援を強化することとします。

京都労働局では、今なお大きな課題の残る京都府内の女性の活躍の状況に鑑み、①働き方改革の推進に向けた企業への啓発活動 ②女性活躍促進のためのポジティブアクション ③長時間労働を行う問題事業場への厳正な対応 ④女性の再就職支援などを柱とした各種施策を推進してきたところであり、また4月1日から施行される「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進」にも積極的に取り組むこととしていますが、これらに加え上記の対策を講じ、より実効ある女性活躍施策を推進することとします。

(京都府の女性活躍の現状、今後の主な施策の概要は別紙のとおり)

## 1 女性活躍促進の必要性

府下の人口・・・平成 16 年の 265 万人をピークに減少  
労働人口・・・平成 9 年の 140 万人をピーク減少（26 年は 132 万人）

合計特殊出生率・・・1.24（全国 1.42）で全国ワースト 2 位



労働人口減少が進む中、一億総活躍社会を実現させる上でも、女性の活躍促進が急務

## 2 女性活躍の現状

- (1) 生産年齢（15～64 歳）の女性有業者に占める正規雇用者の割合は 36.0%（全国 39.7%）で、全国ワースト 3 位。
- (2) 管理職に占める女性の割合は 15.6%であり、（全国 14.0%）よりは高いものの未だ不十分な状況
- (3) マタハラに係る相談件数は 114 件（24 年度 109 件、25 年度 110 件）で、3 年連続 100 件を超える高止まりの状況。
- (4) 育児休業給付金支給実績の男性割合は 1.7%（全国は 2%）
- (5) 週 60 時間以上働いている労働者の割合は 11.1%で全国ワースト 3 位。

## 3 これまでの主な取組

- |                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| ① 働き方改革の推進                  | ② 仕事と育児・介護の両立支援 |
| ③ ポジティブ・アクションの推進            | ④ マタハラ・セクハラ防止対策 |
| ⑤ 女性の再就職支援                  | ⑥ 正社員転換の促進      |
| ⑦ 長時間労働の抑制                  | ⑧ 非正規労働者の雇用管理改善 |
| ⑨ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援 |                 |

## 4 今後の取組み

上記 3 の施策に加え、

- (1) ハラスメント防止対策の推進

平成 28 年 4 月から、

- ① **セクハラ・マタハラ特別対策チームを設置**し、問題事案（法違反となる事案等）への厳正な対応を図るほか、個別紛争解決援助制度の積極的な運用を図る。

- ② **パワハラ、セクハラ、マタハラにかかる相談窓口を一本化**し、その機能を強化する。(希望により、女性スタッフが相談対応する)
- (2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び女性活躍状況の情報公表の促進(中小企業に対する行動計画策定支援)
- (3) **「輝く女性応援京都会議」**における京都府、京都市、経済団体等と連携したオール京都での取組の推進 **(平成28年3月25日開催)**
- (4) 女性活躍推進法に基づく認定制度の周知及び取得促進
- (5) 仕事と育児・介護の両立支援制度を利用しやすい環境づくりの推進(男性の育児休業取得促進のための啓発、介護離職防止など)
- (6) 女性の再就職支援
- ① **マザーズハローワーク烏丸御池における機能を増強(専門スタッフを増員)**し、母子家庭の母等のひとり親の求職者に対して、プライバシーに配慮した相談や関係機関と連携した専門的な支援を実施する。
- ② 同じくマザーズハローワーク烏丸御池において、専門スタッフを配置し、
- ・ 訓練受講希望者等に対するキャリア・コンサルティングを通じた訓練への誘導・あっせんを実施する。
  - ・ 母子家庭の母等のひとり親や育児によるブランクを持つ母親等、求職者の個々のニーズに対応した職業訓練を充実させる。
- (7) 厳正な監督指導
- 通常業務の処理のために恒常的な長時間労働を行う等、労働時間管理に問題のある事業場については、労働基準監督署による集中的な臨検監督を実施し、行政として看過し難い重大事案については
- ① 著しい長時間労働を行う大企業等について、企業名を公表
- ② 悪質企業に対する司法処分(刑事的責任の追及)を行うなど、厳正な対応をとる。